

○ 付言

<p>54</p>	<p>答申19（独個）52 「本人に係る人文学部キャンパス・ハラスメント防止対策委員会議事要旨等の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開示・不開示の判断に不整合があることを指摘したものの 	<p>4 不開示部分の不整合について 本件対象保有個人情報に記載されているものとして特定された別紙1の文書は、同じ文書が複数の会議資料として使用されているなど、重複するものが多数あるところ、一部に、同じ内容の文書間で、本件対象保有個人情報の該当性や、開示・不開示の判断に整合性を欠くものが散見された。 今後の開示請求への対応においては、対象保有個人情報の特定や開示・不開示の判断が必ずしも適切に行われていないのではないかと、いった不信感を招くことのないよう、慎重な対応が望まれる。</p>
<p>55</p>	<p>答申21（独個）7 「雇用・能力開発機構の特定職員が裁判所に提出した「録音テープ反訳書」等の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定していたと解される保有個人情報を開示決定通知書に記載せずに不開示決定していることについて、保有個人情報の明記による事務処理の適正化を指摘したもの 	<p>3 本件請求文書の特定について 異議申立人は、原処分について、本件対象保有個人情報が記録されている文書も特定せずに行った不当な決定である旨主張する。 本件開示請求書の文言からすれば、本件対象保有個人情報が記載された文書の特定は特段困難とは考えられないことや、異議申立人が、別件開示請求において本件対象保有個人情報と同一の情報の開示を求めていたという事実を踏まえれば、処分庁は、原処分において当該文書を特定していたものと解される。 しかしながら、本件開示決定通知書には、開示を求める保有個人情報の記載はあるものの、特定した保有個人情報の記載がされていないことが認められる。このような処分庁の事務処理は、法の適正な運用を十分に行ったとは言えず、遺憾である。今後においては、開示決定通知書に開示する保有個人情報を明記することを徹底し、事務処理の適正化を十分に図ることが望まれる。</p>
<p>24-44</p>	<p>答申24（独個）53 「バイオテクノロジー医療技術開発部特定グループ元リーダーが本人から収集した情報等の不開示決定（不存在）に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求内容を限定的に解したものであって、開示決定等に当たっては、その対象となる保有個人情報の特定について十分精査した上で、適切に対応すべきであると付言 	<p>1 本件対象保有個人情報について 本件対象保有個人情報は、バイオテクノロジー医療技術開発部特定グループ元グループリーダー特定職員が、申請者（異議申立人）から収集した情報及びその目的に関する文書一切に記載された保有個人情報である。 処分庁は、公募に際し、異議申立人から収集した情報を本件対象保有個人情報として特定し、これを不開示（不存在）とする原処分を行った。 異議申立人は、諮問庁が本件対象保有個人情報を異議申立人の公募への申請文書等とその目的に関する文書として特定しているのであれば、明らかな誤りであり、本件対象保有個人情報の対象となる個人情報が一切存在しないことはあり得ないと主張しているが（略）</p> <p>4 付言 原処分においては、上記2のとおり、本件対象保有個人情報につき、公募に際し収集した情報のみを特定し、これを作成、保有していないとして、不存在による不開示とする決定を行ったが、請求内容を限定的に解したものであって、本来であれば、処分庁が特定した保有個人情報の外にも開示請求の対象として特定すべき情報があり、これについても特定した上で、その保有の有無を判断すべきであったと認めら</p>

		<p>れ、妥当性を欠いていると言わざるを得ない。開示請求の時点で、その請求内容等を十分精査し対象となる保有個人情報を特定すべきであり、今後、開示決定等に当たっては、その対象となる保有個人情報の特定について十分精査した上で、適切に対応すべきである。</p>
<p>25-46</p>	<p>答申 2 5 (行個) 4 0 「本人を善良でない管理者とした保有個人情報の不開示決定(不存在)に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求が行われてから諮問までに5年8か月余もの長期を要したために、開示請求書の対象となり得た文書が保存期間満了により廃棄されていたことなども踏まえ、今後の諮問の早期化及び適正化について付言した例 	<p>3 諮問の遅延等について</p> <p>本件諮問は、審査請求後、5年8か月余を経過してされている。本件対象文書の不開示理由からして、審査請求から諮問までにそれほど長期間を要するものとは到底考え難く、本件諮問は、遅きに失したと言わざるを得ない。諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確に対応することが望まれる。</p> <p>また、本件は、審査請求後、本件諮問までの間に、本件開示請求の対象となり得た文書が保存期間を満了し、廃棄されたというものであった。もとより、早期に諮問されていれば避け得た事態であるから、この点からも、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確に対応することが望まれる。</p>
<p>25-47</p>	<p>答申 2 5 (行個) 1 2 3 「本人が行った行政文書開示請求に係る文書の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ等で公表されている文書の開示請求であるため、開示請求する必要がない旨説明し、受付もしないで開示請求書を返戻したことについて、当該対応は誤りであり、法に基づく開示決定等を行うべきであった旨付言した例 	<p>4 付言</p> <p>諮問庁は、事案3及び事案4の開示請求に係る請求文書が行政文書ファイル管理簿であったことから、行政文書ファイル管理簿は誰でも閲覧可能であり、開示請求の対象とならない旨を開示請求者(審査請求人)に電子メールを用いて説明した上で、両開示請求に係る行政文書開示請求書について、受付処理、返戻のための起案等、通常開示請求を処理するために要する事務処理を行わず、実際に開示請求書を審査請求人(開示請求者)宛てに返送したと説明している。</p> <p>一方、審査請求人は、事案3及び事案4の開示請求について、本人の意思に反して行政文書開示請求書が返送されたと主張しており、両開示請求を取り下げる意思がなかったものと認められる。</p> <p>行政手続法7条には、行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない旨定めている。さらに、情報公開法は、その9条において、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨を決定し、当該行政文書の全部を開示しないときは、開示請求を拒否するとき及び当該行政文書を保有していないときを含め、開示しない旨の決定をすると定めている。</p> <p>したがって、仮に請求文書が開示請求の対象とならない文書であったとしても、開示請求が取り下げられない限り、処分庁は、開示請求に係る行政文書開示請求書を審査請求人に返送するのではなく、行政手続法及び情報公開法所定のとおり開示決定等すべきである。</p> <p>加えて、事案3及び事案4の開示請求に係る行政文書ファイル管理簿は、公表されているものであっても、開示請求の対象となる行政文書であって、処分庁の上記対応はその前提において誤っている。</p>

○	<p>[再掲] 答申26(行個)8 「本人に係る税務調査関係書類の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 本件の特殊な経過に照らせば、審査請求人に再度の開示請求を行う負担を課すべきではないとして、審査請求人に対する実効的な権利救済の観点から、処分庁に対し、決定の一部取消しに先立って、保有する税務署から文書の写しを入手し対象文書として特定するよう要望する旨を付言した例 	整理番号26-35の答申参照
26-42	<p>答申26(行個)79 「特定期間における本人等に対する国の帰国支援に係るすべての文書の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 異議申立人を本人とする保有個人情報には該当しないが、異議申立人以外の特定の者の保有個人情報には該当し当該者が開示請求権を有する旨の教示を行うことが望ましい旨の付言をした例 	<p>7 付言</p> <p>(1) ところで、当審査会において本件対象保有個人情報2の内容を更に確認したところ、当該情報のうち、別紙2に掲げる部分については、氏名と一体として、特定個人Aの子であり異議申立人の父である特定個人Bを識別することができる情報及び特定個人Aの子であり異議申立人の伯母である特定個人Cを識別することができる情報の記載が認められた。</p> <p>(2) 上記第2の異議申立人の主張及び第3の諮問庁の説明の記載によれば、異議申立人は、いわゆる中国残留邦人であった特定個人Aの孫であるとのことである。</p> <p>特定個人A本人の死亡により異議申立人の代理権は消滅するものの、本件固有の事情をしんしゃくし、処分庁においては、異議申立人に対して、別紙2に掲げる部分について、特定個人B及び同Cを本人とする保有個人情報にも該当し、特定個人B及び同Cが開示請求権を有する旨の教示を行うことが望ましい。</p>
27-38	<p>答申27(行個)101 「本人に特定文書を交付した記録のある書類交付簿の不開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> 開示請求の意思確認に回答がないからとして、開示請求手数料を返戻することにより、開示請求が取り下げられたものとして取り扱ったことは違 	<p>4 付言</p> <p>処分庁は、開示請求の意思確認に回答がないからとして、開示請求手数料を返戻することにより、開示請求が取り下げられたものとして取り扱った経緯が認められるところ、このような取扱いは違法であり、処分庁においては、今後このような手続を行わないよう改められたい。</p>

	<p>法であり，処分庁においては，今後このような手続を行わないよう付言した例</p>	
○	<p>[再掲] 答申 30（独個）26 「本人の夫の診療録等の不開示決定（保有個人情報非該当）に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求する保有個人情報が記録された複数の文書の名称を具体的に明示した開示請求に対し、「開示請求者の個人情報に解することができないために開示請求があった診療情報の全てを不開示とする」との不開示決定をしたことにつき，実際は開示請求された文書のうち一部は不存在であったことから，当該決定は開示請求に係る文書の全てが存在するとの誤解を与えかねないものであったとして，適切な対応が望まれる旨を付言した例 	<p>整理番号 30-43 の答申参照</p>
3-22	<p>答申 3（行個）28 及び 29 「本人の子の労災事故に係る災害調査復命書等の不開示決定（保有個人情報非該当）に関する件」 「本人の子の労災事故に係る監督復命書等の不開示決定（保有個人情報非該当）に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処分庁が，請求された保有個人情報が記録された文書として存在しない文書を特定し，諮問庁が諮問に当たり，別の文書に記録された保有個人情報を特定したことについ 	<p>5 付言</p> <p>本件開示請求において，審査請求人は，処分庁による教示・確認を踏まえて「災害調査復命書」の開示請求を行い，処分庁は，保有個人情報に該当しないとして不開示の原処分を行った。しかし，実際には当該文書はそもそも作成されておらず，本件審査請求後の補充書において，原処分の不開示理由は誤りであったとして，訂正変更することとなった。さらに，審査請求人が名称は別として「調査結果を記載した書面」の開示を求め（意見書 3（上記第 2 の 2（3））），処分庁において文書の確認を行った結果，「安全衛生指導復命書」の存在が確認され，諮問庁がこれを本件対象保有個人情報 1 として特定した。</p> <p>本件開示請求については，対象である災害事故につき労災認定が行われており，事案が明確に特定されているのであるから，開示請求の時点で，対象となる文書を正確に教示し，補正等の手続を行うべきものであった。加えて，対象となる文書について確認もせず，事実に基づかない処分を行うなど，処分庁の一連の対応は，法の施行に当たる行政機関として著しく信頼を損ねるものである。処分庁においては，今後，法の規定を踏まえた適切な教示，処分等を行い，その適切な運用を徹底する必要がある。</p>

	<p>て、処分庁の対応は法の施行に当たる行政機関として著しく信頼を損ねるものであり、適切な対応が望まれる旨を付言した例</p>	
3-23	<p>答申3（行個）123</p> <p>「本人からの労働相談に係る助言内容に関する文書の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開示決定通知書の「開示する保有個人情報」欄に、本件開示請求とは関係のない内容が記載されたことについて、作成過程で他事案のファイルを流用したことによる処分庁の事務的なミスであり、対象文書の取り違え等は生じていないため原処分書の取消しには及ばないが、適切な事務処理を改めて徹底する必要がある旨を付言した例 	<p>3 付言</p> <p>本件開示決定通知書の「開示する保有個人情報」欄には、事業場名及び相談時期が異なるなど本件開示請求とは関係のない内容が記載されており、この点につき当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、作成過程で他事案のファイルを流用したことによる処分庁の事務的なミスによるものとのことであった。</p> <p>したがって、対象を適切に表していないので、行政手続法8条1項に基づく理由の提示に不備があるとして取消し相当とすべき可能性も考えられるが、開示請求及び審査請求の手續において文書の取り違え等は起こっておらず、また、審査請求人は不開示部分の開示を求めており、この点を争点としていない。以上を踏まえ、本件については、これにより理由の提示に不備があるとして原処分を取り消すには及ばないと判断するが、処分の通知として不適切であるのみならず、誤って他者の保有個人情報を記載したものであり、行政機関の信頼に関わる重大な事態である。今後、処分庁において、適切な事務処理を改めて徹底する必要があるが、また、諮問庁においても、不服審査請求を受けた時点で確認を行い、適切な処置を講ずることが望まれる。</p>
3-24	<p>答申3（行個）199</p> <p>「本人に対する休業補償給付の不支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処分庁が、審査請求人以外の複数の個人の勤怠及び年休取得の状況並びに各月給与明細を開示の対象とし、諮問庁もこれが誤開示であることについて指摘をしていない点について、今後同様のことがないように正確かつ慎重な対応をする必要がある旨を付言した例 	<p>3 付言</p> <p>文書10の28頁ないし57頁及び61頁ないし63頁は、使用者申立書の添付文書の一部であり、特定期間に係る特定事業場の審査請求人以外の職員の勤務表等及び賃金台帳である。当該部分について、原処分は、その一部に押印された超過勤務命令権者及び年休取得承認権者の印影（通番12③b）を除き、全て開示としている。</p> <p>しかしながら、当該部分は、審査請求人以外の複数の個人の勤怠及び年休取得の状況並びに各月給与明細であり、その各葉が氏名欄に表示されている職員各個人についての別個の個人情報であって、審査請求人を識別することができる情報は含まれていない。処分庁は、原処分において、審査請求人を本人とする保有個人に該当せず、本来不開示とすべき第三者の個人情報を、誤った判断により30頁余にわたり開示したものであり、諮問庁もこれが誤開示であることについて指摘をしていない。</p> <p>このような事態は、処分庁及び諮問庁において法の理解が欠如しているといわざるを得ず、行政に対する信頼を損なうものであるのみならず、法が保護しようとする法益の侵害を招くものであり、今後、同様のことがないように、正確かつ慎重な対応をする必要がある。</p>

<p>4-29</p>	<p>答申4（行個）5193及び5194</p> <p>「本人が提出した公益通報書に係る返戻書等の不訂正決定に関する件」</p> <p>「本人が提出した公益通報書に係る返戻書等の利用不停止決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原処分の理由付記において事実と反する記載がなされており、瑕疵が存在するが、審査請求人は改めて開示請求を行い、文書の開示を受けた上で必要に応じて訂正請求等を行うことが可能であるから、迅速な争訟の解決を図ることの方が、より審査請求人の利益にかなうと思料され、理由の提示に不備があることを理由に原処分を取り消すまでには至らないが、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くと付言した例 	<p>6 付言</p> <p>(1) 本件不訂正決定通知書には、不訂正とした理由について、「請求者が本件訂正請求に先立ち、法12条1項の規定に基づき行った開示請求において、不開示決定（令和4年1月12日付け総官政第7号）されており、法27条1項各号のいずれにも該当しないことから、訂正請求の対象となるものとは認められない。」と記載されており、本件利用不停止決定通知書の利用不停止とした理由も同様に記載されている。</p> <p>(2) しかし、当審査会において、諮問書に添付された、本件訂正請求及び本件利用停止請求に先立って行われた開示請求に対する不開示決定通知書（写し）を確認したところ、上記4（1）のとおりであった。</p> <p>(3) そうすると、本件対象保有個人情報法27条1項各号に該当しない理由は、本件対象保有個人情報1については、法12条1項の規定に基づく開示請求に対する開示決定において不開示とされているためであるが、本件対象保有個人情報2については、法12条1項の規定に基づく開示請求が行われていないためであり、原処分の理由付記において事実と反する記載がなされており、瑕疵が存在する。</p> <p>しかしながら、審査請求人は改めて開示請求を行い、文書の開示を受けた上で必要に応じて訂正請求等を行うことが可能であるから、迅速な争訟の解決を図ることの方が、より審査請求人の利益にかなうと思料され、理由の提示に不備があることを理由に原処分を取り消すまでには至らないが、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであるといわざるを得ず、処分庁においては今後適切な対応が望まれる。</p>
<p>5-41</p>	<p>答申5（行個）195</p> <p>「本人の事案に関し特定期間に大阪法務局特定課が特定地方公共団体との間で送受信した文書の不開示決定（不存在）に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求者の戸籍等交付請求事案に関して、特定地方公共団体及び大阪法務局との間で送受信のあった全文書に関する請求に関して、令和3年の開示決定に理由不備があったことを審査請求人による指摘で知ったにもかかわらず、令和5年に至って、当該決定を取り消 	<p>4 付言</p> <p>諮問書に添付された資料によれば、本件開示請求は、本件対象保有個人情報を含む保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、令和3年9月27日付けで、本件開示請求の対象である全ての保有個人情報について開示決定等（令和3年決定）を行ったが、その通知書には、本件対象保有個人情報を除く保有個人情報については、不開示とした部分及び理由が記載されていたものの、本件対象保有個人情報については、不開示であること及びその理由の記載がないという理由提示の不備があり、諮問庁は令和3年審査請求における審査請求人の指摘によりそのことを知ったにもかかわらず、令和5年3月29日に至って初めて、処分庁において、令和3年決定（本件対象保有個人情報に関する部分）を取り消すとともに、本件対象保有個人情報を保有していないことを理由として不開示とする原処分を行ったことが認められる。令和3年決定には、上記の理由不備があったことから、処分庁が、これを取り消して、新たに開示決定等をしたこと自体が直ちに不適切であったとはいえないが、令和3年決定時において本件対象保有個人情報を保有していないことは既に判明していたはずであること等からすると、その間の</p>

<p>し、改めて一部開示決定した対応等について、処分庁の対応は「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、今後迅速かつ適切な対応が望まれると付言した例</p>	<p>処分庁の対応は「簡易迅速な手続」による処理とはいい難い。諮問庁及び処分庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ適切な対応が望まれる。</p>
--	--